

門真市農業委員会定例総会議事録

- 1 日 時 令和5年7月4日（火）午前10時00分～午前10時59分
- 2 場 所 門真市役所 別館3階 第3会議室
- 3 議 長 寺内 隆史
- 4 署名委員
1番：浅田 幸次 委員 2番：岩田 隆行 委員
- 5 出席委員（9名）
1番：浅田 幸次 委員 2番：岩田 隆行 委員 3番：木原 早智子 委員
4番：巽 茂樹 委員 5番：田原 喜信 委員 6番：寺内 隆史 委員
7番：中野 利佑 委員 8番：中道 文夫 委員 9番：橋中 信廣 委員
- 6 職務のため出席した者
局長：高田 隆慶
局次長：吉田 武史
主査：河坂 章志
係員：森本 翔太
- 7 議案・報告等
 - (1) 議案第10号 農地法第3条の規定による許可
 - (2) 議案第11号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画の決定
 - (3) 議案第12号 相続税の納税猶予に関する適格者証明
 - (4) 報告第9号 農地法第3条の3の規定による届出
 - (5) 報告第10号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出

<会議の詳細>別紙のとおり

【 署 名 】

議 長

寺内隆史

署名委員

浅田幸次

署名委員

岩田隆行

令和5年7月4日（火）午前10時00分～午前10時59分

農業委員会議事録

会長

ただ今から令和5年第6回農業委員会総会を開催いたします。
本日の委員会は、9名中9名の出席で、定足数に達しておりますので、成立しております。
本日の議事録の署名委員でございますが、
1番：浅田 幸次 委員
2番：岩田 隆行 委員
にお願いすることといたします。
それでは、本日の議事に移ります。
議案第10号「農地法第3条の規定による許可」についてです。
それでは事務局説明願います。

事務局

農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請がありましたので、ご審議をお願いいたします。
農地法第3条の規定による許可申請とは、農地を農地のまま、売買又は貸借等の権利移動を行う場合に申請するものです。
それでは、申請内容の確認に入ります。
申請内容につきましては、議案第10号の議案書をご覧ください。申請は、1件でございます。
許可要件をまとめた資料につきましては、議案書添付の農地法第3条調査書をご覧ください。
また、提出された許可申請書や土地の状況につきましては、添付資料をご覧ください。1ページから16ページに、提出された許可申請書の写し、地図及び現地調査の写真等を添付しております。
なお、本申請につきましては、親族間での所有権移転であり、譲受人世帯での営農状況は今後も変更なく行われる計画で、耕作地は現状のまま使用するため、周辺への影響はないものと見込まれます。
申請内容について、添付資料1ページの許可申請書の写しをご覧ください。
1の申請者氏名等及び2の土地の所在等は申請書のとおりでございます。
続いて、2ページの「農地法第3条の規定による許可申請書（別添）」をご覧ください。
まず、第1号関係でございますが、1-1に記載のとおり、権

利を取得しようとするもの又はその世帯員等が所有権等を有する農地の利用の状況は、全て自作地でございます。

次に、申請地の取得後の営農計画、機械の所有の状況、農作業に従事する者の状況につきましては、1-2の(1)から(3)に記載のとおりです。

3ページをご覧ください。第2号関係につきましては、法人に関する要件であり、本件は個人のため、「その他」に該当いたします。

次に、第3号関係につきましては、信託要件であり、本件は信託によるものではないため、「その他」に該当いたします。

次に、第4号関係でございますが、権利を取得しようとする者及びその世帯員の農作業への従事状況につきましては、「4権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作に必要な農作業への従事状況」に記載のとおりでございます。

次に、第5号関係でございますが、5-1に記載のとおり権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後の農地の面積は8,536㎡となります。

次に、5-2につきましては、今年度より下限面積要件は無くなりました。

4ページに移りまして、第6号関係でございますが、これは所有権以外の権原に基づき農地を貸付または質入れする場合の要件であり、本件は該当いたしません。

次に、第7号関係でございますが、「7周辺地域との関係」につきましては、申請書に記載のとおりでございます。

それでは、許可要件の確認をいたします。議案書添付の別添議案第10号「農地法第3条調査書」をご覧ください。

個人による所有権移転は、農地法第3条第2項第1号・第4号・第6号の各要件を満たす場合に許可することができます。

まず、第1号要件の全部効率利用要件につきましては、譲受人及びその世帯員は農作業に必要な機械としてトラクター、耕うん機、田植機、コンバイン等を所有しており、また長年にわたる農作業経験もあるため、保有する農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

次に、同項第4号要件の農作業常時従事要件につきましては、譲受人及びその世帯員は、年間150日以上農作業に従事しており、農作業を行う必要がある日数、農作業に従事すると見込まれます。

最後に、同項第6号要件の地域調和要件につきましては、本件は、権利移転後も、現状のまま利用する予定であり、また、現

	<p>地調査により周辺の農地を含めた当該申請地の利用状況等も確認し、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと見込まれます。以上のことから、本件は許可できる案件と考えます。</p>
会長	<p>はい。ありがとうございます。事務局ごめんなさい。この間、現地調査行ったときに言っていた地番。あれはどうでしたか。</p>
事務局	<p>地番については申請書に添付されているとおりです。</p>
会長	<p>はい。それでは、ただいまの説明について、何かご意見等はございませんでしょうか。</p>
異委員	<p>異です。あえて聞きますけども、今、誰がやったはるんですか。ここの耕作は。</p>
会長	<p>中野委員。ここの耕作は今誰がされているか。</p>
異委員	<p>譲渡人さんちやうんやね。</p>
事務局	<p>違います。</p>
異委員	<p>そこだけです。</p>
会長	<p>はい。ありがとうございます。 他ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。 はい。では、採決の方に移りたいと思います。議案第10号、「農地法第3条の規定による許可」について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
	<p style="text-align: center;">【委員挙手】</p>
会長	<p>はい。ありがとうございます。全会一致で、議案第10号、「農地法第3条の規定による許可」について、議案のとおり許可することと決しました。ありがとうございます。 それでは次に移ります。 議案第11号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画の決定」についてです。それでは事務局説明願います。</p>

事務局

門真市から農業委員会に対して、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画の認定要件の確認の依頼がありましたので、ご審議をお願いします。

それでは、本案件の説明をいたします。

議案第11号の議案書をご覧ください。

物件の所在、賃借権等の設定を受けようとする者、都市農地所有者については記載のとおりです。

貸付期間は、5年間。目的は「門真市の伝統的な作物である門真れんこん及びくわいの栽培」です。

賃料はなしで、設定する権利の種類は使用賃借権です。

区域は生産緑地となっております。

場所及び土地の状況につきましては、添付資料にて地図、申請書の写し並びに現地調査時の写真をご確認ください。

現地は、事務局より谷本、森本の2名で確認しております。

それでは、資料17ページをご覧ください。

申請地は、北島町、上八箇荘水路沿い北側の地域に位置しており、一団となっている農地のうちの一部となっております。

なお、今回は農地のうちの一部ということで、申請地以外の農地については、引き続き貸主が耕作を行うこととなっております。

申請内容は、17ページから26ページにある事業計画の認定申請書をご覧ください。

17ページには、議案書に記載している基本的な情報が記載されております。

次に、18ページをご覧ください。

「3. 都市農地における耕作の内容」は、法第4条第3項第1号関係の認定要件が記載されています。

認定要件については、法施行規則第3条に規定があり、1号関係と2号関係があります。

1号関係については、6つ中1つに適合している必要があります。

今回は、地域の特性に応じた作物を導入する「ハの(3)」に該当し、その事業の取組について、中段に記載されておりますので、ご確認願います。

次に、2号関係ですが、申請都市農地の周辺的生活環境と調和のとれた当該申請都市農地の利用を確保すると認められることとし、それについて、下段に記載されておりますので、ご確認願います。

栽培及び圃場管理については申請者が行う旨記載があります。また、本計画では貸主についても従事し、適正な栽培が実施できるように圃場の水利団体との調整や必要に応じた見回りを行い、圃場の現状維持ができるよう、栽培作業の指示を行うとしています。

これらの取組により、周辺的生活環境と調和のとれた当該申請都市農地の利用の確保をしております。

以上が、法第4条第3項の認定要件となります。

次に、19ページの最上段の、4「申請者が行う耕作に必要な農作業への従事状況について」をご覧ください。

年間従事日数は、現状においても、賃借権等の設定後においても、変わらず300日程度を計画しております。

次に、選択項目です。

こちらについては、権利の設定を受ける申請者の種類により異なります。

今回は個人からの申請につきイに該当するため、5-1、5-2及び6の記載がございます。

中段の5-1をご覧ください。

申請者が現に所有権並びに使用及び収益を目的とする権利を有している農地の利用状況が記載されています。

次に、下段の5-2をご覧ください。

こちらには、作付予定の作物とその作付面積と、申請者が所有している大農機具、農作業に従事する者の人数、農作業暦が記載されています。

最後に、20ページ中段の6をご覧ください。

周辺農地との関係について、記載されています。例にあるような農薬の使用法の違いによる耕作の事業への支障等は特になく、周辺農地の利用に影響はないとのこと。

以降23ページまでは個人の場合は記載が不要ですので、空欄となっています。

続いて、添付資料として本事業計画に基づく使用貸借契約書の案が提出されておりますので、ご覧ください。

こちらは、まだ契約書の取り交わしが行われておらず、あくまで案の段階となっております。詳細の部分については、これより貸主と申請者の間で調整を行う旨報告を受けております。

以上のことから、本件は認定要件を満たす案件と考えます。

説明は以上でございます。

会長

はい。ありがとうございました。ただいまの説明について、何

	かご質問等はございませんか。
中道委員	はい。
会長	はい。中道委員どうぞ。
中道委員	<p>議案第 11 号の横長の議案書の真ん中あたりのところに、目的を記載されている内容が、あの資料の 18 ページの真ん中に書いてある、それをほぼ写す形で記載されているのかなと思うんですけど、議案書の目的の中で、門真市の伝統的な作物である門真れんこん及びくわいについて、次なんですけど、都市農地に適応した栽培方法を行うっていう表現が 18 ページにもあるので、れんこん、くわいについて栽培するにあたって、都市農地に適応した栽培方法っていうのは、例えばどういうことなかなっていうことを把握されている限りで結構ですので、教えていただきたいっていうのが一つ。二つ目に、我々任期があと半月くらいですけれども、今後も新規就農の調整の機会があれば、地元でそういったこともしていきたいなっている関係で、今回のこの案件は非常に参考になる案件かなと思います。つまり、生産緑地であってかつ使用貸借なんで、確実に農地が返ってくるっていうやり方なんで、その辺についてのちょっと要件を今後のために、もう一度確認という意味でさせていただいたらなと思うんです。24 ページから 26 ページの間で、土地使用貸借契約の案調整中っていうことで、先ほど説明いただいたんですけど、これが一番コアというか心臓部かなと思うんですけど、まず生産緑地である、それから使用貸借であること。つまり貸借ではないこと。その使用貸借とは言いつつも、第 4 条の費用負担のところにもありますけれども、電気代は負担してもらっている。けれども、税金は貸主が払ってねという立て方。一番大事なものは、その第 2 条の使用貸借の期間 5 年間となっていますけど、5 年が経過すれば必ずこの契約は終了して、貸主に返ってくるっていう内容という点、改めて確認させていただきたいなと思うんです。2 点目については、今後の我々、任期終了後、地域で活動していくに中で、こういった手法もあったなということで、復習の意味でもう一度確認させていただきたいなと思います。</p>
事務局	今、質問のございました当該農地についてなんですけれども、市街化区域内に位置しておりまして、近隣に住宅も存在する農

地であることから、耕作につきましても地域住民のご理解やご協力といったものが必要不可欠になってくるものと思います。そこで地域との調和を図るため、特産品である門真れんこんやくわいを栽培するとともに、におい等にも配慮を行うとの旨を聞いております。

次に、こちらの円滑化法による使用貸借についてなんですけど、まず1点目としまして、使用貸借という契約方法をとってございまして、こちら賃貸借と使用貸借の違いにつきましましては、賃料を取るか、取らないかというところに大きな違いがございます。では、固定資産税分や電気代水道代はどういう取扱いになるのかというところなんですけれども、民法上は借主についても通常の負担については行うものとなっております。通常、通常の負担が何かといいますと、土地を利用するにあたって必要最低限かかってくる経費になります。つまり、固定資産税というものが土地を利用するにあたって必ずかかってくるものとして、こちらについては賃料とは別で借主側にも負担してもらうことができる。それが使用貸借の大きなポイントになると考えております。次に、今回の賃貸借期間5年間という設定がございます。こちら農地法第3条による通常の賃借権の設定、あるいは使用貸借権の設定と異なりまして、円滑化法による使用貸借につきましましては、期間満了で必ず返ってくる契約方法となっております。こちらについては、契約書(案)の中にも記載がございますように、5年の期間満了後原状回復の後、貸主に返すという記載になってございます。

以上になります。

中道委員

固定資産はどっちが払ってもええんですか。

事務局

はい。今回契約上、貸主と借主の間でこういう風な分担になったということで、固定資産税相当額についても使用貸借の範囲内で借主側が負担するということも考えられます。

会長

第4条の費用負担のところ、あえて金額とかは入れてないんですよ。だから電気代とか固定資産税というのは、一応借主が負担することが出来るというようなことになっている。あとは、双方、当人同士で話してもらって、金額を決めていってもらえたらいいのかなと思っています。

あと、先ほど中道委員が言ったとおり、今後の参考になってくるのかなと思うんです。この土地使用貸借契約書、一応まだ案

	<p>なので、何か内容的におかしいなど。ここはこういう風にした方が良いなというところがあれば、その点見ていただいたらありがたいなと思うんですけど、一応これ作るときに私なりに指摘するところは指摘させていただいたつもりなんですけども。</p>
岩田委員	はい。
会長	はい。岩田委員。
岩田委員	<p>ちょっと確認なんですけど、先ほども使用貸借の件で中道委員おっしゃったように、若干の固定資産税が気になっていたのですが、これは民法上って言い合ったんですけど、基本的に民法上問題無いんですけど、一番気になんのが税法上だけなんです。税務署がこれを見てどう見解するかだけで。例えば、無償返還で民法上問題ないけど、税法上固定資産税が相手払っているというのは、収益になるんちがうかと。収益物件に対して、無償で相手に払わず。どうかなと。税法上ですよ。税務署の見解ですよ。民法上は全然問題無いですよ。例えば、これ狭いから無償でも問題ないですけども、広い土地であって収益あがるんであったら、それは当然無償はおかしい。タダで貸すというのはね。</p>
木原委員	<p>それは難しいと思います。税務署によっても見解が違ったり、税法に基づいているというよりも、税務署の解釈、担当者の解釈の違いが大いに入ってくる部分なので、我々が見れるのはやはり民法であったり、農地法、円滑化法。その部分以外をこっちがすると、それに沿わん場合に我々責任を持ってないところになってくる。</p>
岩田委員	それ分かってるんです。
木原委員	<p>おっしゃってるの私も分かるんですけども、農業委員会としては、あのあくまでも、この契約書が有効か無効かという部分以外は、もめた時にそれに関われないことになってくるし、逆に飛び火来た時に、誰が何を持ってそう判断したのかというのが、農地を管轄する税務署によって扱いが違ってくるということになりますので、あくまでも税務部分に関しては税務署と相談してくださいねということしか言えないのかなと。</p>
中道委員	中道です。税法上の事はよう分からんですけど、ものが生産緑

	地でかつ 400 m ² なんで、おそらく年間の税金というのは 100 円ないと思いますね。
岩田委員	あの税法上はそうなんですけども、例えば、それを不動産収入ある場合、例えばそれが年間 990 万円で、それにこれが 11 万売れたら 1,001 万なったら、消費税の課税扱いにする。担当者によって。
木原委員	所得税の問題と、固定資産税の問題とまた別なので。
岩田委員	まあまあ、頭にだけ入れといてもうたら。
巽委員	参考までに。一反でれんこん、いくらで売れるんですか。12 月に売ったとして。中道委員言われたように、他の人にも便利な制度で困っている人がおって、助けてあげたい思てやって、収益取られてもうたら、岩田委員言うように。
会長	労働生産量考えたら、割に合わないかなと思います。
巽委員	ただ、れんこんだけの売上いうたら 100 万。
会長	一反やったら 100 万もう少しはあると思います。
巽委員	一反あるよってね。無償で借りた土地で 100 万利益でるんですよ。これは、農業委員会としては何ら問題無いものやけど、岩田委員言われた心配をすると、あんまりうかつにこれ、人にすすめて、その辺の心配をね、出てきやせんかねと。で、くわいが、これは 30 坪か。100 m ² あったね。
会長	100 m ² くらい。
巽委員	両方で 200 万か。売上がね。
会長	200 万はいかないと思います。
巽委員	でも、100 万は超えるもんね、両方で。
会長	両方で 100 万。くわいは、ほぼほぼ市場に出して、その時の市場価格なんで、高い時やったら 2 キロで 2 万くらい。あと、れ

	んこんに関しても、その農家農家によって単価、値段設定が違いますんで。
巽委員	それを無償の使用貸借で、それだけの売上が出てくる土地を紹介するわけですよんか。
中道委員	ただ、賃貸借にしてしまうとこの話自体が成り立たなくなる。
巽委員	そうやねん。成り立たない。よう考えて進めて欲しいなと思います。
中道委員	中道です。譲受人の方、たまたま知っているんですけど、腰が。
会長	借主ですね。
中道委員	はい。借主。頑張って作らるんやなど。
会長	パワー持ったはりますね。
巽委員	巽です。もう一つだけ。これ門真市の何とかと言っていましたよね。えっと。この土地の使用貸借の。都市農地の何とか言うて。
会長	都市農地の適応した栽培方法ですか。
巽委員	ちょっと絡むんやったら、最後3通作って門真市もつわけにはいかないんですか。契約書を3通もって、第7条、第8条の担保になりやなせんかなと、ちらっと思うんですけどね。単なる使用貸借だけの文面やのうて、門真市というのを入れるんであればね。
木原委員	契約当事者となりうる根拠が必要となってきますよね。
巽委員	門真市の何とかという使用貸借であれば、利害関係者になるわけですよ。単なる使用貸借でなくてね。
木原委員	使用貸借そのものは、多分甲乙間の自由契約になってくるんじゃないかなと思いますね。

巽委員	これはね、原状回復の不安感の一つなんですよね。貸す人のね。そっか、門真市の文書は入らへんのやね。
中道委員	契約書の第2、前文の2行目にちょっと法律のことが書いたある。
木原委員	これはあくまでも法律であって。
巽委員	都市農地の円滑化、門真市とは書いてないねんな。
浅田委員	浅田です。さっきの件で、契約の年数なんですけど、5年ってなってますよね。この5年というのは、これ当事者間で同意をすればいいことであって、別にこれ10年にしようが、1年にしようがそれは甲乙お互いの話し合いで。
事務局	円滑化法による使用貸借については、5年がマックスなんです。
浅田委員	マックスが5年。5年以内やったら、お互いの話し合いで決められるんですね。
会長	確認ですけど、今回は5年でということで確認得ているということ。
事務局	はい。貸主、借主ともに5年。
中道委員	ちなみに借主の方が亡くなったら、もうすぐ、この契約は無くなる。
事務局	はい。契約書第5条にある、第1条の目的が達せられなくなったときは、本契約はその効力を失うものとする、という条文がございますので、その条文に則って契約については終了するものと考えております。
中道委員	なので、借主の相続人が使いたいと言うてもダメなんですね。
事務局	はい。新たに都市農地の所有者と相続人とで再度協議し直していただかないといけないものと思います。
橋中委員	継承出来へんもんね。当事者亡くなったら。

異委員	達せられなくなった時ってどんな状態を言うんですか。
事務局	死亡であったり、重大な故障を想定しているものと思います。
中道委員	例えば、台風でその農地がえぐれた無くなったとか。
異委員	その時のれんこんって誰のものになんの？
事務局	使用貸借なんで、借主であるという。
異委員	借主の所有物、れんこんは。相続人の所有物になるの。8月やったられんこん大きくなってんで。1月に死なはったられんこん関係ないけどな。財産やもんな。
事務局	作物がということですね。
異委員	達せられなくなったら効力を失うと言うのであれば、貸主のもの。
木原委員	借主でしょうね。原状回復するまでは、そこにある物品等は。
異委員	取ってから返す。5条だけでそこまで理解できるかな。
木原委員	できると思います。あくまでも土地を貸しているという。栽培のために土地を貸しているだけなので、そこでできた物の所有権は、生きてようが生きてまいが。
異委員	直ちに効力を失うのであれば、触ったあかんようになるんちゃうんですか。
木原委員	直ちに効力を失うというのは、契約が終わるということなので、契約が終わったら原状回復しなくていいのかという問題じゃないじゃないですか。契約が終わってから原状回復ですよ。
異委員	原状回復というのは、れんこん掘らなあかんねんな。
木原委員	でしょうね。

事務局	田に戻さないといけない。
巽委員	今は田なん。草ぼうぼうなん。
事務局	現状が田の状態から借りるので、原状回復となると元の田に戻すと。
巽委員	田植え前の田やね。だから、原状回復は田植え前の田に戻す言うことやね。でも、掘り起こさなあかんねんな。れんこんはええけど、くわいは大変やな。
会長	いや、れんこんの方が大変やと思います。
巽委員	掘るのはね。くわいは堀残しが多いで。
会長	それ自体、れんこんも一緒ですけどね。 他どうですか。よろしいでしょうか。 それでは、採決にはいりたいと思います。議案第11号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画の決定」について、決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
【委員挙手】	
会長	全会一致で、議案第11号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画の決定」については、議案のとおり決定することと決しました。 そしたら、この後の流れについて、事務局説明願います。
事務局	本総会にて申請事業計画の決定が行われたため、農業委員会から市に対して、事業計画を決定した旨報告いたします。 その後、市において当該事業計画を認定し、認定した旨を申請者に通知いたします。 以上です。
会長	はい。ありがとうございます。 次に移ります。議案第12号「相続税の納税猶予に関する適格者証明」についてです。それでは事務局説明願います。

事務局	<p>はい。相続税の納税猶予を受けようとする相続人から「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の証明願が提出されましたので、ご審議をお願いいたします。</p> <p>申請の内容につきましては、議案第 12 号の議案書をご覧ください。場所につきましては、添付資料 35 ページを、土地の状況につきましては添付資料 36 ページをご覧ください。現地調査は農業委員会より岩田委員、事務局より谷本、河坂で行いました。本件につきましては、被相続人が当該農地にて生前農業を営んでおり、かつ相続人が当該農地にてすでに農業経営を開始し、今後も引き続き農業経営を行うと見込まれますので、相続税の納税猶予の適格者と考えられます。以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。ただいまの説明について、何かご質問はございませんか。</p> <p>では、採決にはいります。</p> <p>議案第 12 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明」について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>【委員挙手】</p>	
会長	<p>はい。ありがとうございます。全会一致で、議案第 12 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明」については、議案のとおり許可することとします。</p> <p>次に移ります。次からは報告案件です。</p> <p>報告第 9 号「農地法第 3 条の 3 の規定による届出」についてです。それでは事務局説明願います。</p>
事務局	<p>本件は、相続に伴う農地の所有権取得につき、農地法第 3 条の 3 の規定による届出がありましたので、会長専決により受理いたしました。</p> <p>届出内容につきましては、報告第 9 号の議案書をご覧ください。届出は 3 件です。</p> <p>1 件目、届出書につきましては、添付資料 39 ページでございます。場所及び土地の状況につきましては先の議案第 12 号と同様でございます。</p> <p>2 件目、届出書につきましては、添付資料 41 ページでございます。場所及び土地の状況につきましては添付資料 47 から 49 ページをご覧ください。</p> <p>3 件目、届出書につきましては、添付資料 52、53 ページでござ</p>

	<p>います。場所及び土地の状況につきましては添付資料 75 から 77 ページをご覧ください。 以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>はい。ありがとうございました。ただいまの説明について、何かご質問はございませんでしょうか。 よろしいでしょうか。無ければ次に移ります。 報告第 10 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出」についてでございます。それでは事務局説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>本件は、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による市街化区域内の農地を農地以外のものにするために権利移動を行う届出があったことにつき、門真市農地転用関係届出事務処理決裁に関する規程第 3 条の規定により、届出の受理を会長専決いたしましたので、同規程第 4 条の規定により報告するものです。 届出内容につきましては、報告第 10 号の議案書をご覧ください。地図、申請書の写し並びに現地調査時の写真等の資料につきましては、添付資料 78 から 89 ページでございます。 当該届出地は、添付資料 87 ページの地図のとおりに位置しております。 届出の内容は、所有権の移転であり、転用目的は資材置場となっております。 現地調査は、農業委員会から寺内会長、事務局から谷本、森本で実施し、周辺農地への影響はないものと判断いたしました。 以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。ただいまの説明について、何かご質問はございませんか。 皆さん、よろしいでしょうか。ないようですので、本日の議題は以上です。委員会はこれにて閉会いたします。ありがとうございました。</p>